

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年3月12日～2020年3月18日)

令和2年(2020年)3月19日

H E A D L I N E S

## 政治

「感染脅威事態」の宣言と関連措置の導入  
「V4+ドイツ」外相会合の開催  
ポーランド軍による新型コロナウイルス感染症対応に関わる民生支援  
欧州における大規模演習Defender2020演習の規模縮小  
ポーランド軍、新型コロナウイルス感染症対応に2万5,000名動員  
外務省によるロシアのクリミア併合6周年に際する非難声明の発表  
ポーランド・リトアニア外相会談

## 治安等

中東系密入国者の拘束  
新型コロナウイルス感染症に関連した詐欺事件  
新型コロナウイルス感染症に関連した偽情報の拡散  
新型コロナウイルス感染症対策に伴う隔離措置違反による拘束事案  
新型コロナウイルス感染症の流行に乗じたインターネット上での衛生用品転売の増加

## 経済

中央銀行、利下げを決定  
欧州委、新型コロナウイルス感染症への経済対策案を発表  
中央銀行による追加措置  
政府、危機対策パッケージを発表  
2月の消費者物価指数  
ムーディーズによるポーランドの格付け  
2月のコア・インフレ率  
ムーディーズ、ポーランドのGDP成長率予測を引き下げ  
特許出願関連動向  
新型コロナウイルス感染症の物流(陸路)への影響  
新型コロナウイルス感染症の企業の投資活動への影響  
5Gに関する動向  
ロッテ・ヴェデル社の工場での再生可能エネルギー由来の電気利用  
PGE社が電気・熱の供給を保証  
ガスネットワーク開発関連動向

## 大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意  
欧州でのテロ等に対する注意喚起  
「たびレジ」への登録のお願い  
新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起  
新型旅券の交付開始に関する御案内  
大使館広報文化センター開館時間文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

お問い合わせ先: 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。  
問合せ先: 大使館領事部 電話: 22 696 5005 Fax: 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

### 「感染脅威事態」の宣言と関連措置の導入【13日】

13日、政府は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大に鑑み、「感染脅威事態」を宣言し、その関連措置の導入を発表した。これにより、ポーランドへの出入国制限に関し、①3月15日から24日までの国境審査の復活、②一部例外を除く外国人の入国禁止、③入国者に対する2週間の自宅隔離措置の実施、④国際旅客機のポーランド

国内空港への着陸禁止（ただし、自国民の帰国を目的とする政府チャーター便を除く）、⑤国際列車への乗客の乗車見合わせ、等が実施された。国内生活に関連する措置では、大規模商業施設や文化施設の営業を制限し、レストラン、カフェ、バー等の飲食店によるサービスの提供をテイクアウトまたはデリバリーに限定している。また、50人以上の参加する集会及び会合が禁止となった。

## 外交・安全保障

### 「V4+ドイツ」外相会合の開催【13日】

13日、テレビ会議の形式にて、「V4+ドイツ」外相会合が開催された。会合では、ドイツがEU議長国を務める2020年後期の優先事項、EU拡大、東方パートナーシップの発展、EUの対露及び対中関係、中東情勢等について議論された。同会合にて、チャプ・ヴィチ外相は、ポーランドはEU拡大を一貫して支持しており、3月4日及び5日にバルト三国の外相とともに行った北マケドニア及びアルバニア訪問の成果を紹介しつつ、3月の欧州理事会にて両国のEU加盟に前向きな決定を下す必要性を強調した。また、会合に同席したシンコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣は、EUがロシアに対する一致した立場を維持する必要性を主張し、違法なクリミア併合、ウクライナ情勢、最近のジョージアへのサイバー攻撃といった情報操作活動は、安全保障の秩序を揺るがすものであると述べた。

13日、蔓延する新型コロナウイルスの影響を受け、欧州米陸軍は、欧州での大規模演習 Defender2020 演習（使用地域はポーランド及びバルト三国等）の規模を縮小することを発表した。米国本土から欧州への輸送が予定されていた人員及び装備品については、一時中止されている。同演習に参加するため欧州へ来る予定にしていた2万名の米国本土の米軍兵士は、現在のところ6,000名に達しているものの、一部は米国本土へ引き返さなければならない状況となった。また、同演習に組み込まれていた、Dynamic Front, Joint Warfighting Assessment, Saber Strike 及び Swift Response といった演習は中止されることとなり、ポーランド国内に駐屯している装甲旅団戦闘群（ABCT）が射撃訓練及び計画修正された Allied Spirit 演習の範囲内においてNATO同盟国とともに演習を行うこととなる。

### ポーランド軍による新型コロナウイルス感染症対応に関わる民生支援【13日】

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応に伴い、全領域防衛軍が12時間以内に出動できる待機態勢を、また、特殊能力を持った部隊については、6時間以内の待機態勢をとっている。ブワシュチャク国防相は、300名の領域防衛軍兵士に対して、国内14か所の空港において、同ウイルスの拡大を制限するための活動を指示した。（空港：ビドゴシチ、グダンスク、クラクフ、カトヴィツェ、ルブリン、ウッチ、モドリン、ポズナン、ジェシュフ、シチェチン、シマニ、ワルシャワ、ヴロツワフ、ジェロナ・グラ）現在同兵士は、シレジア地方の6か所の国境通過ポイントにおいて国境警備隊を支援している。また、同国防相は、14か所の軍病院と5か所の予防医療センターが対応可能となっている。軍は備蓄局の倉庫から搬出された器材及び消毒関連物資の輸送を担当している。

### ポーランド軍、新型コロナウイルス感染症対応に2万5,000名動員【15日】

15日、ブワシュチャク国防相は、「ポーランド政府は適切なタイミングで新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の脅威に対応し、状況は政府のコントロール下にある。国境には1,000名の兵士が対応している。そして、16日から25,000名に増員する。また、警察のパトロールに対しても軍による協力により強化されることとなる。軍は、検疫対象となり、国民を保護する必要がある支援が必要な地方自治体が自由に運用できるようになる予定である。」と発表した。

### 欧州における大規模演習 Defender2020 演習の規模縮小【13日】

### 外務省によるロシアのクリミア併合6周年に際する非難声明の発表【16日】

16日、ポーランド外務省は、ロシアによるクリミア併合6周年に際し、クリミア自治共和国及びセヴァストポリの違法な占領を非難する声明を発表した。同声明にて、2014年3月27日の国連総会決議に基づき、ウクライナの領土一体性及び主権に対する一貫した支持を表明し、ロシアによる違法なクリミア併

合は、国際安全保障及び法的秩序に対する深刻な挑戦であるとした。また、タタール少数民族やウクライナ語コミュニティへの迫害といった、ロシアによる占領地域での人権状況の悪化への深刻な懸念を表明した。

#### ポーランド・リトアニア外相会談【17日】

17日、リンケビチュス・リトアニア外相がポーラン

ドを訪問し、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する問題をめぐり、チャプトヴィチ外相と会談を行った。両外相は、ポーランド・ドイツ間及びポーランド・リトアニア間の国境の状況を確認し、両国民の自国領土への帰国について意見交換を行った。また、チャプトヴィチ外相は、ポーランド政府による新型コロナウイルスの感染拡大防止の取り組みについて説明した。

## 治 安 等

#### 中東系密入国者の拘束【13日】

13日、国境警備隊はジェシェフ・ヤシヨンカ空港で、偽造のイタリア政府発行身分証を使用して密入国を試みたイラク人2名を拘束した。両人は、EU域内在留許可を有していたが、偽造文書を使用してアイルランドへの渡航を試みたもので、使用した偽造文書はドイツで1冊あたり150ユーロで購入したと供述している。

#### 新型コロナウイルス感染症に関連した詐欺事件【16日】

国家警察本部とポーランド銀行協会・銀行サイバーセキュリティセンター（FinCERT.pl）は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する不安の高まりを悪用し、同感染症用ワクチン費用等の名目で金銭をだまし取る詐欺が発生しているとして警戒を呼びかけている。同詐欺は、地方自治体や大手銀行をかたり、偽のウェブサイトへ誘導するEメールを送りつけ、オンラインバンキングサービスのログインIDやパスワードを窃取するもので、マルウェア等を使用して被害者の端末を遠隔操作する手口も確認されている。警察は、政府機関のウェブサイトなど信頼できる情報源を確認して各種対策を取るよう呼びかけている。

#### 新型コロナウイルス感染症に関連した偽情報の拡散【16日】

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴い、ポーランド当局が様々な規制を発表しているが、SNS等で同状況を悪用した偽情報（フェイクニュース）が拡散されている。同情報は実在しない脅威を騒ぎ立て、社会混乱をじゃっ起するもので、物価の高騰や非常事態宣言の発出、ワルシャワ市内への軍の展開、ワルシャワの封鎖などが行われているとし、不安をあおる内容となっている。同感染症に関する偽情報の拡散はEU各国で問題となっており、ロシアの関与も指摘されているところ、警察は、入手情報については、政府機関など信頼できる情報発信元から発信されたものか確認するよう呼びかけている。

#### 新型コロナウイルス感染症対策に伴う隔離措置違反による拘束事案【16日】

ポーランド国内では新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策として衛生検査が行われており、感染のおそれのあるものについては病院に隔離されている。同検査に従わなかった者には5,000ズロチ以下の罰金及び1年以下の自由剥奪が科せられ、他者の健康や身体に脅威を与えたと裁判所が判断した場合は、最高で8年の自由剥奪が科せられる可能性がある。衛生検査に従わなかったことによる摘発は、既にマゾヴィエツキエ県で2例、ビャウイストク（ポドラスキエ県）で1件、フジャヌフ（マウオポルスキエ県）で1件発生している。ワルシャワの2事例については、ワルシャワ地方検察庁が捜査を進めており、刑法165条違反に問われる可能性がある。また、フジャヌフの事例では、対象者にフランスに滞在歴があり、発熱等の症状が見られたことから医師が14日間の隔離を命じたものの、対象者がこれを無視して出国したため、対象者を診療した緊急治療室の閉鎖、消毒等が必要になった。同事例についても、今後起訴手続きが進められるとみられる。ドヴォルチク首相府長官によれば、15日時点でポーランド国内で10万人超が自宅隔離措置の対象となっており、警察が強制隔離措置を管轄している。警察は各県警本部にオペレーショナルセンターを設置し、同措置に当たっている。

#### 新型コロナウイルス感染症の流行に乗じたインターネット上の衛生用品転売の増加【18日】

検察によれば、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に乗じ、インターネット上で不当な価格でマスク等の衛生用品を転売する事案が増加しており、検察は特別対策チームを編成して同案件に対処している。不当な価格での転売は、消毒用ジェル、防護マスク等で顕著で、マスクについては通常6から10ズロチで販売されているものが平均200ズロチにまで高騰しており、400ズロチの値段が付けられた事例も確認されている。転売には犯罪組織も関与しており、転売品を購入した場合、これら組織にクレジットカード情報等の個人情報窃取される可能性もある。

## 経 済

## 経済政策

中央銀行、利下げを決定【13-17日】

13日、グラピンスキ中央銀行総裁は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による経済損失の影響を緩和するべく、金融政策委員会に対して金利の引き下げを提案すると発言した。同総裁は、サービス・非食料品の需要減や国際市場における原材料価格の下落により、今後数四半期にインフレは低下する見込みであり、現在の高いインフレ率は利下げの障害にはならないとの見方を示した。経済専門家の中には、同総裁の利下げ提案に否定的な声も挙がっていた。17日、金融政策委員会は、政策金利を1.5%から1.0%に引き下げることと決定した。また、中銀の短期貸出金利を2.5%から1.5%に、再割引率を1.75%から1.05%にそれぞれ引き下げた。金利の引き下げは2015年3月以来となる。

欧州委、新型コロナウイルス感染症への経済対策案を発表【13日】

13日、フォン＝デア＝ライエン欧州委委員長は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への経済対策の一環として、医療サービスや中小企業支援、雇用対策等のため、2014～2020年度結束政策予算から約370億ユーロを割り当てる案を発表した。ポーランドには最大額となる74億ユーロが配分される予定であり、このうち、当初は11億ユーロが支出され、同予算執行後に残りの資金の活用が可能となる。

中央銀行による追加措置【16日】

中央銀行役員会は、銀行の流動性を高めるため、公債担保貸出しを含む追加措置の発動を決定

した。また、市場において大規模な国債買い入れを行うことや手形割引の導入を計画していること等を発表した。

政府、危機対策パッケージを発表【18日】

18日の閣僚評議会において、ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の経済・社会的影響を緩和するための危機対策パッケージを発表した。同事業は5つの柱で構成され、総額2,120億ズロチ規模となる見込み。第一の柱は、労働者の安全を保障するもので、一定の条件を満たす場合に、雇用主に対し従業員への給与の40%を補助金として支援すること(平均賃金を上限とし、雇用主側も同様に賃金の40%をカバーする)や自営業・単発業務型契約の労働者に対し、ポーランドの最低賃金の80%を上限として支給することなどが含まれている(総額300億ズロチ)。第二の柱は企業支援で、融資保証や社会保障費納付猶予、5,000ズロチまでの小型融資等などの企業向け支援(総額732億ズロチ)。第三の柱は医療分野への支援(総額約75億ズロチ)。第四の柱は金融システムの機能を保護するもので、預金保証や金融機関への流動性供給拡大等を含む(総額約703億ズロチ)。第五の柱は地方道路、デジタル化、学校の近代化、エネルギー等のインフラ分野への公共投資(総額約300億ズロチ)。同対策パッケージの予算はEU資金以外から手当される予定である。また、法外な価格引き上げを防止するための反高利貸対策、一時的な日曜日の商業施設営業再開、労働力不足対策としての外国人の労働許可証の期限延長なども含まれている。

## マクロ経済動向・統計

2月の消費者物価指数【13日】

中央統計局(GUS)によれば、2月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比4.7%増、対前月比0.7%増となった。開発省は、3月には4.5%程度に低下するとの予測を示している。

ムーディーズによるポーランドの格付け【14日】

格付け会社のムーディーズは、ポーランドの格付けについて、「A2」に据え置き、見通しも「安定的」とした。

2月のコア・インフレ率【16日】

ポーランド中央銀行によれば、食料とエネルギー

を除いた2月のコア・インフレ率は対前年同月比3.6%増、対前月比0.6%となった。

ムーディーズ、ポーランドのGDP成長率予測を引き下げ【17日】

格付け会社のムーディーズは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を踏まえ、2020年のGDP成長率予測を3.7%から3.0%に引き下げた。2021年には3.7%に回復すると予測。財政赤字の対GDP比については、2020年は0.3%、2021年は1.2%、政府債務残高の対GDP比については、2020年は45.9%、2021年は45%と予測。

## ポーランド産業動向

特許出願関連動向【17日】

欧州特許庁によれば、ポーランドの特許出願件数は前年比約10%減の469件となった。同件数は、過去2年の増加から減少に転じているが、専門家は、これは規則的なものとしている。2010年に比べると、ポーランドの特許出願数は2倍以上となっている。去年最も多くの特許を出願したのは、バイオ医薬品関連会社RYVU Therapeuticsとヤギェロン大学(各8件)で、3Dプリンターの製造会社3DGenceとシレジア工科大学(各7件)、医薬品会社Adamed Pharma(5件)がこれに続く。医薬品、運送に関する出願件数は各38件で、出願数の25%がワルシャワから出されたものとされる。

新型コロナウイルス感染症の物流(陸路)への影響【17日~19日】

17日午後、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大による人の移動に係る国境対策強化により、ポーランドとリトアニア国境沿いにあるリトアニア領カルヴァニャ・ブジンスコにおける道路渋滞は50kmに達した。ポーランド・リトアニア政府の協力の結果、新たに国境検問所を開くことで合意した。ポーランドとドイツ国境においても渋滞が生じており、商用車が通過可能なものの、長時間の検査待ちが報告されている。チャプトヴィチ外務大臣は、ドイツ・チェコ

の担当大臣と国境対策につき意見交換し、国境検問所を追加したものの、17日時点でドイツ・ポーランド国境の越境に係る平均待機時間は15時間を超えている。国営石油企業PKN Orlen社はドイツ・ポーランド国境沿いに居る待機中の運転手に対して飲食物を無償提供した。

新型コロナウイルス感染症の企業の投資活動への影響【17日】

17日、世界最大の鉄鋼企業アルセロール・ミタル社は、ポーランド・クラクフにおける高炉増設を延期すると発表した。本決定は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の欧州全体への感染拡大による不確実性や先行きへの不透明性を理由とする。

5Gに関する動向【17日】

チヒイ・ポーランド通信局(UKE)局長は、5G通信の入札時期に関し、当初は8月末を予定していたが、現時点で時期を予測するのは難しく、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大の影響を受けるだろうと述べた。3月6日に周波数3.6帯域で80MHz毎の4帯域で入札手続きを開始されており、事業者は4月23日までに予備提案書の提出を行い、公式な評価を行われることとなる。

## エネルギー・環境

ロッテ・ヴェデル社の工場での再生可能エネルギー由来の電気利用【12日】

菓子メーカーのロッテ・ヴェデル社は、電力販売サービス企業Tauron Sprzedezと再生可能エネルギーによる電力供給に関する契約を締結した。同契約に基づき、3年間で51GWh超が風力発電で電気供給がされることとなり、同社のワルシャワ・プラガ地区の工場の電力がカバーされる見込み。

PGE社が電気・熱の供給を保証【16日】

ポーランドの約40%の電力を供給している国営エネルギー企業PGEは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大に関連し、同社の施設及び従業員は最大生産能力で稼働する準備ができており、電気や熱の供給は中断されないと述べた。PG

Eのドンブロフスキ社長は、同社は、リモートワークや各人のウイルスに対する防護意識の向上等、政府から推奨されている雇用者の健康保護のための措置を全て講じていると述べた。また、同社は、グループ内の状況を注視し、対応策の決定も行う緊急チームを立ち上げた。

ガスネットワーク開発関連動向【17日】

ポーランドのガス会社ガスシステムと国営エネルギー企業PGEの子会社であるPGE GiEK社は、ドールナ・オドラ発電所のガスネットワーク接続に関する契約を締結した。同契約には約63kmのパイプライン、ガスステーションの建設が含まれ、2023年の第3~4四半期の完成が見込まれている。

## 大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ド

ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われなかった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年3月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### **欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### **「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染がさらに拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月15日には、感染脅威事態が宣言されました。

現在、ポーランドでの永住権又は一時滞在許可証を有する者、ポーランドでの労働の権利を有する者、ポーランド国民の配偶者又は子女、ポーランド国民の恒常的な扶養の下にある者等を除き、外国人のポーランド入国は認められていません。

また、国際旅客機についてもポーランドに帰国するポーランド国民の運送や自国民の帰国を目的として外国政府の指示により運行されるチャーター便を除き、ポーランド国内の空港への着陸が禁じられており、国境を通過する列車への乗客の乗車も禁じられています。

居住地への帰国のため国境を越えようとする方は、現状、ドイツから陸路(車両もしくは徒歩)でのみ入境可能ですが、通過の翌日から換算して14日間の自宅隔離措置が義務付けられ、国境通過時に国境警備隊員に対し、居住地又は滞在地(同場所において自宅隔離措置を実施)及び本人と連絡が可能な電話番号の情報を提供する必要があります。

大規模商業施設や飲食店の営業も制限されており、学校、幼稚園、保育園、大学の授業は停止されています(再開時期は未定)。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

#### 領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30, 13:30～17:00)

#### 新型旅券の交付開始に関する御案内

令和2年2月4日以降、日本国内の旅券事務所及び在外公館において受理する旅券(パスポート)の発給申請につきましては、新型の2020年旅券を交付することになります。同旅券はIC内の個人情報不正読み取り等を防ぐ機能を強化しているほか、偽造防止能力を高めるため、葛飾北斎の「富嶽三十六景」をデザインに取り入れています。なお、同旅券の最初の交付予定日は、旅券事務所や在外公館によって異なりますので御了承ください。新型旅券のデザイン等につきましては下記リンク先を御覧ください。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page23\\_002803.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page23_002803.html)

#### 【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

当センターでは、日本関連行事や各種展示のほか、マンガコーナーを含む書籍の閲覧、本・CD・DVD等の貸出しを行っています。

イベント情報: <https://www.facebook.com/JapanEmb.Poland>

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00 , Eメール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp), 住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

月曜日 9:00 - 19:00 火曜～金曜日 9:00 - 17:00

#### 文化行事・大使館関連行事

#### 【休止】 展覧会「Japan Art. & Craft Przebudzenie Mocy (日本美術と工芸 力の覚醒)」【3月6日(金)～31日(火)】

※本イベントは休止となりました。

主催: 芸術家及び手工芸家のための振興財団

場所: STANSKA Gallery of Art, al. Jerozolimskie 47, 05-077 Warszawa

詳細: <https://stanska-gallery-of-art.business.site/>

#### 【中止】 日本語弁論大会 【3月21日(土) 12:30】

※本イベントは中止となりました。

**【中止】映画上映会「武士の献立」【3月25日(水) 17:30】**

※本イベントは中止となりました。

**【実施見合わせ】ポフシン植物園での日本月間【3月28日(土)～5月3日(日)】**

※本イベントは実施見合わせとなりました。

主催:ポーランド科学アカデミー植物園・ポフシン生物多様性保全センター

場所:ワルシャワ市, ポフシン植物園, ul. Prawdziwka 2

詳細:<https://www.ogrod-powsin.pl/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))